

4. 都市づくりの方針

4. 1. 土地利用の方針

(1) 基本方針

都市づくりの基盤となる土地利用については、将来都市構造の実現に向け、地域の特性に応じた拠点の形成と環境に配慮した集約型の都市構造の形成を基本とします。

都市機能の拠点集約や機能展開軸の形成、自然環境との調和・共生に配慮し、適切な市街地の形成を図るべき都市的な土地利用と、良好な農村環境や、緑豊かな森林などの保全・活用を図るべき自然的な土地利用について、それぞれの土地利用にふさわしい都市機能の計画的誘導や、生産・自然環境の保全・活用の方向性を定め、これらが調和し、互いにバランスのとれた土地利用を推進します。

都市的土地利用の基本方針	自然的土地利用の基本方針
<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域に求心力を発揮する都市拠点の形成 ■ 地域の特性・役割に応じた魅力ある地域拠点の形成 ■ まとまりのある市街地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境の保全・活用 ■ 適正な土地利用の誘導 ■ 地域の特性・役割に応じた魅力ある地域拠点の形成

1) 都市的土地利用の基本方針

■ 広域に求心力を発揮する都市拠点の形成

2つの都市核を中心としたエリアに、高次都市機能の集積・誘導を図り、市域を越えた圏域に及ぶ求心力や拠点性を高め、文化的交流や産業的交流などの都市活動が営まれる、にぎわいある空間の形成を図ります。

■ 地域の特性・役割に応じた魅力ある地域拠点の形成

都市計画区域内における地域拠点として位置づけた拠点については、周辺の自然環境及び隣接する都市計画区域との調和・連携に配慮しながら、既存の都市機能の活用を図るとともに、地域生活における利便性の向上や、ゆとりある居住環境の維持及び地域資源・特性を生かした交流の場としての拠点性を高めます。

■ まとまりのある市街地の形成

都市計画区域内の用途地域においては、現況の土地利用及び将来都市像を踏まえ、適正な用途地域の配置や見直しなどにより、目指すべき土地利用の用途に応じた基盤整備や都市施設の整備促進を優先的に図り、良好な住環境や都市活動に資する環境を整え、都市機能の向上や、定住人口の誘導を図ります。

また、都市計画区域内の白地地域における既成市街地については、ゆとりある居住環境の維持と、地域拠点における都市機能や生活利便施設の確保に配慮しつつ、必要に応じて用途地域の指定などを検討し、周辺の自然的土地利用との調和・共生を図っていきます。

2) 自然的土地利用の基本方針

■ 田園環境の保全・活用

まとまりがある優良な農地や、圃場整備*による土地基盤整備が整った農地、営農意欲の高い地域においては、農業施策との連携・調整を図り、無秩序な開発を抑制し、農振農用地*を中心に保全に努めます。

特に、用途地域に隣接する白地地域においては、土地利用の状況を踏まえながら、原則として、都市機能や市街地の拡散を抑制し、良好な自然環境の形成に努めます。

また、農村集落においては、周辺の自然環境や景観等との調和に十分配慮しつつ、生活道路など生活基盤施設の充実を進め、農村集落における良好な定住環境の維持に努めます。

なお、安定した生産基盤と集落地における人々の営みを背景として産出される付加価値の高い新鮮な食料や、風情ある景観などをルーラル・アメニティとして位置づけ、近隣の異なる自然・歴史・文化・生産資源や、都市部との連携を図りながら、魅力ある圏域を形成し、地域コミュニティ*や活力の維持・向上を含めた総合的な地域経済の活性化を促進します。

■ 山地・丘陵地の保全・活用

山地や丘陵地が有する木材生産などの経済的機能と、災害防止、水源涵養*、保健休養*、大気保全などの公益的機能との調和を図るため、森林施策との連携・調整を図りつつ、必要な森林の保全に努めます。

また、市街地の背後となる山地については、本市を特色づける景観要素として、また、都市部における身近なレクリエーション地としての保全・活用を図ります。

また、平野部とは異なる地理・気候条件などを活用して営まれる農業環境が作り出す個性ある農産物や景観について保全・活用を図り、背景の奥深い豊かな自然環境と一体的につながりを持たせ、魅力ある圏域を形成し、都市部との交流を図る施策を展開し、地域コミュニティや活力の維持・向上を含めた総合的な地域経済の活性化を促進します。

■ 海岸地の保全・活用

海辺が持つ自然的環境や、景観機能と海洋資源を活用した漁業・養殖業等との調和を図りつつ、レクリエーション地としての保全・活用を図ります。

また、海域に起因する様々な災害から市民の財産や生命を守るため、景観や漁業等に配慮しつつ、護岸などの整備を推進します。

■ 適正な土地利用の誘導

都市計画区域内の白地地域においては、現況の土地利用の状況などを踏まえ、必要に応じて用途地域の指定を検討するとともに、特定用途制限地域*や開発許可*制度の活用により、原則として郊外部への都市機能及び市街地の拡散を抑制し、環境に配慮した集約型の都市づくりを推進します。

また、都市計画区域外においては、他の土地利用規制制度や景観法に基づく制度などを活用し、豊かな自然が持つ多面的機能と生産機能の保全を図りつつ、個性ある地域資源の活用による地域活力向上を図ることとします。

■ 地域の特性・役割に応じた魅力ある地域拠点の形成

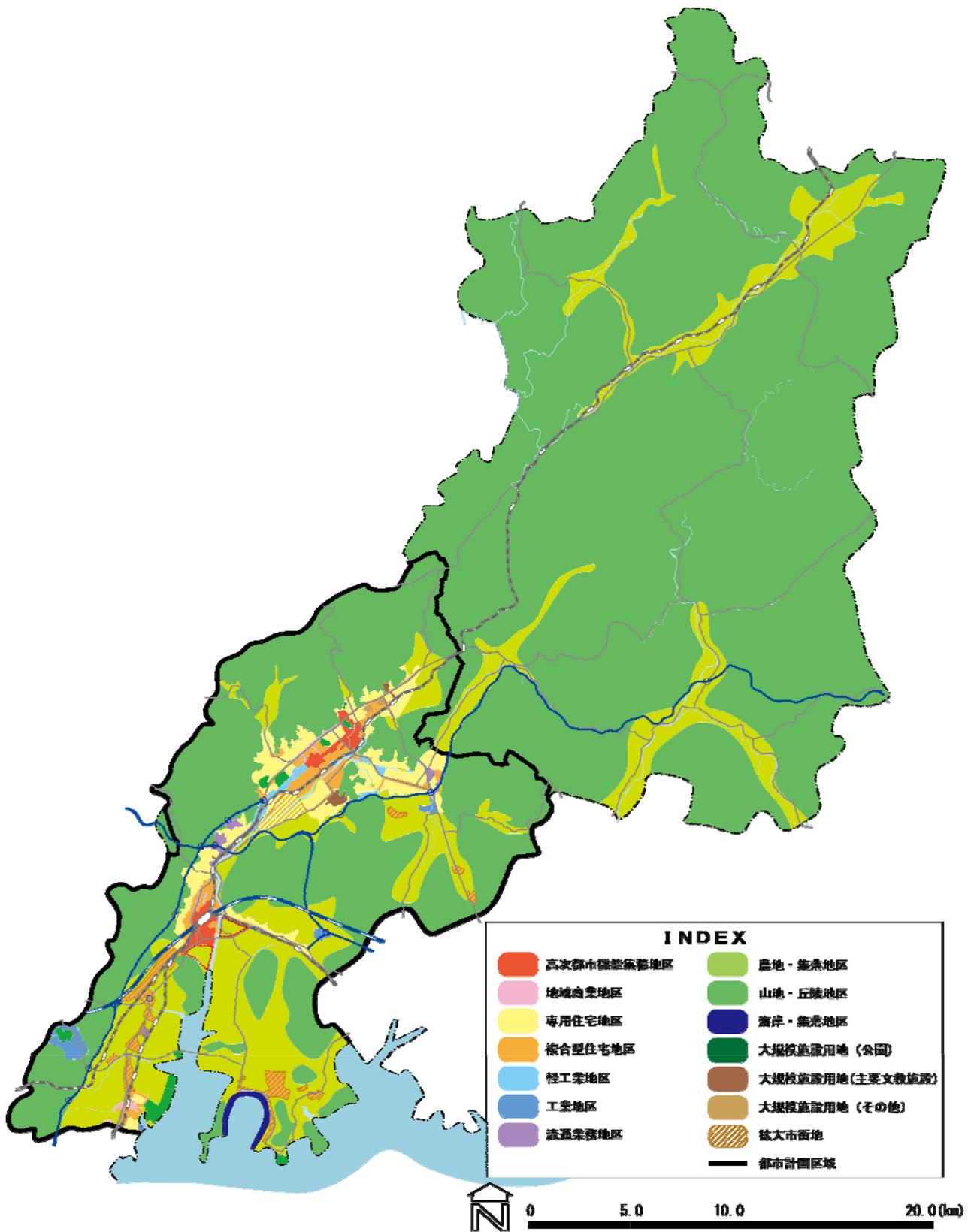
都市計画区域外における地域拠点として位置づけた拠点については、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、既存の都市機能の活用を図るとともに、地域生活における利便性の向上や、ゆとりある居住環境の維持及び地域資源・特性を生かした交流の場としての拠点性を高めます。

(2) 土地利用の類型と配置・整備方針

土地利用の基本方針に基づき、土地利用類型ごとの配置・整備の方針を定めます。

土地利用類型		配置・整備の方針
都市的 土地 利用	高次都市機能 集積地区	山口・小郡地域における2つの都市核を中心としたエリアで、既存ストックの活用と更なる高次都市機能の集積、及び都市基盤施設の優先的整備を推進し、広域的に求心力を発揮する拠点性の高いエリアを形成します。
	地域商業地区	近隣の地域住民の生活に密着した商業・業務施設や生活利便施設等の集積を図ります。
	専用住宅地区	低層又は中高層の住宅を中心とする良好な住宅専用の環境の形成、保全を図ります。また、小規模な店舗などの立地を許容し、地域住民の生活の利便を図ります。
	複合型住宅地区	住宅を主体としつつ、一定の商業施設や業務施設等の立地を許容し、互いに調和のとれた、複合住宅市街地の形成を図ります。
	軽工業地区	工業系施設と住宅の混在がみられる地域においては、環境に及ぼす影響が小さい工場の立地を許容するとともに、周辺の住環境等との共存を維持していきます。
	工業地区	技術集約度の高い研究開発型企业等の受け皿として基盤整備が整えられているエリアにおいて、本市の主要な工業拠点としての機能の集積を図ります。また、交通利便性が高く、住環境への影響を及ぼすおそれの低い比較的まとまりのある区域において、製造・工業地の形成を図ります。
	流通業務地区	高速自動車道など自動車専用道路のインターチェンジ周辺及び幹線道路沿道地域の基盤整備が整えられたエリアにおいて、交通利便性の高さを生かした流通業務拠点として機能の集積を図ります。
自然 的 土 地 利 用	農地・集落地区	まとまりのある優良な農地については、第1次産業の重要な生産基盤として、農業施策との連携を図りながら保全・活用を図ります。また、農業集落地については、周辺環境に配慮しつつ、生活基盤施設の整備など良好な定住環境を形成していきます。
	山地・丘陵地区	市街地を取り囲む山地・丘陵地については、都市の風致やレクリエーションをはじめ、良好な都市環境に寄与する貴重な緑の環境として保全・活用を図ります。また、市北部に広がる豊かな自然環境については、林業施策等との連携を図りながら保全・活用を図っていきます。
	海岸・集落地区	瀬戸内海沿岸の海岸については、優れた景観の享受を主体としたレクリエーション環境として、保全・活用を図ります。また、防災面における機能強化として、景観や漁業等に配慮しつつ、護岸整備などを推進します。

■土地利用方針図



4. 2. 市街地の整備方針

(1) 基本方針

本市の市街地は、榎野川流域の盆地の平野部及び幹線道路沿いを中心に形成されており、JR山口駅周辺及びJR新山口駅周辺部等を除いては、住宅を主とした低密度の市街地が緩やかに広がっています。

土地区画整理事業などの面的一体的な基盤整備は、JR新山口駅南地区や流通団地の造成など主に新市街地形成のために行われてきており、既成市街地の更新はあまり行われていませんが、反面、大内氏時代のまちの区割りなど、歴史的なまちなみを現在に残しています。

本市が有する特性を生かし、都市としての魅力の向上や、暮らしやすい居住環境の形成を目指し、広域県央中核都市にふさわしい都市機能を充実させるとともに、山口らしい歴史と文化的な魅力が漂う市街地の形成を進めます。

1) 都市活力の源となる拠点の形成

山口、小郡都市拠点において、それぞれの特性に応じ、都市核を中心とした都市機能の整備・集積を図ることにより、さらなる求心力や拠点性を高め、にぎわいにあふれ、経済の活性化を牽引することのできる拠点づくりを推進します。

2) 既成市街地の再編・再生

市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制し、既存ストック*を活用した集約型の都市づくりの推進と、地域の特性に応じた暮らしやすい居住環境を形成するため、既成市街地の再編・再生による市街地機能・環境の改善を図ります。

(2) 市街地整備の方針

1) 山口都市拠点づくりの推進

山口都市核を中心としたエリアで、歴史的資源や行政・文化施設、中心商店街、温泉資源等の集積を生かした、広域交流拠点にふさわしい活力と風格ある都市拠点づくりを推進します。

行政・文化施設が多く集積する亀山周辺のエリアとアーケード街を中心に小売業の集積する中心商店街については、本市の中心にふさわしい高次都市機能の維持・集積を図るとともに、個性的な店舗や老朽化した施設の更新などに伴う市街地の再整備を推進します。

大内文化特定地域*を中心とした、歴史的なまちなみや数多くの歴史資産が残る一の坂川周辺や豎小路、瑠璃光寺周辺については、歴史資源の保全活用や歴史を学ぶ拠点施設の整備、歴史の薫る風情あるまちなみの保全・形成を図ります。

湯田温泉街については、街なかに位置する利便性が高い温泉地として、広域観光・宿泊拠点機能の充実を図るとともに、温泉地としての魅力を向上するための基盤整備を推進し、市民や宿泊客以外の観光客も温泉街そのものを楽しめるよう、回遊性の高い、個性的なまちなみの整備を促進します。

また、「山口情報芸術センター」や「山口大学」、「維新百年記念公園」といった、本市が有する多様な都市機能との連携を図り、宿泊・コンベンション*の拠点としての機能強化を図ります。

2) 小郡都市拠点づくりの推進

小郡都市核を中心としたエリアで、JR新山口駅周辺を中心として、山口地域拠点とともに、本市の広域交流拠点としての中心的役割を担う小郡都市拠点づくりを推進します。

JR新山口駅北側の既成市街地については、市街地の更新を進めていくとともに、大規模遊休地の有効活用に向けた調査・研究を推進します。

JR新山口駅南側の基盤整備が行われた地区については、商業・業務機能の集積や街なか居住の推進など、本市の都市拠点にふさわしい土地の有効活用を促進します。

JR新山口駅南北市街地の一体化や交通結節・アクセス機能の強化を図り、広域交流拠点としての都市機能の向上を図ります。

3) 集約型都市の形成に向けた市街地形成

市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制し、集約型都市の形成を推進するため、白地地域内における開発の適正な規制・誘導を図ります。

また、既存の都市施設のストックを活用しながら、既成市街地内での商業・業務機能や居住機能を維持・増進していくため、市街地再開発等による既成市街地の再編・再生を図ります。

4. 3. 交通施設の整備方針

(1) 基本方針

本市は、二つの高速自動車道や国道9号、2号、262号、190号などの主要な幹線道路網と、JR山陽新幹線やJR山口線、JR山陽本線、JR宇部線といった鉄道が東西南北を結び、広域的な連携に優れた都市といえますが、部分的に慢性的な渋滞が見られ、また、地域によっては鉄道やバスなどの公共交通が不便であることに加え、モータリゼーション*の進展に伴い公共交通の利用率は高くないなどの現状にあります。

また、市街地の円滑な都市活動を支える都市計画道路においても、計画決定から長い年月が経過しており、その位置づけや必要性に変化が生じていることも考えられます。

こうした中、広域な市域全体や周辺市町との間において、将来都市構造における機能展開軸として利便性が高く、多様な交流を円滑に支える交通体系の構築が必要であることから、既存の鉄道及び道路網を活用した“ダブルトラック機能”による重点的な交通連携軸の強化を図り、市域全体の一体性を高めるとともに、既存の交通施設の改良などによる機能更新と、広域連携や都市内移動の円滑化に効果的な新規路線の重点的整備を促進します。

また、少子高齢化社会への対応や、環境負荷の少ない社会の実現に向け、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築や、歩行者や自転車が安全で快適に通行できる道路環境の整備を推進します。

1) 利便性の高い広域交通ネットワークの確立

都市から地域まで、円滑に移動できる機能的な広域交通ネットワークの構築を図るため、既存の高速交通体系を生かしつつ、交通結節点の機能強化を図ることにより、環境負荷が少なく、誰もが利用しやすく、また、地域間交流が促進される都市づくりを推進します。

2) 生活、交流、産業活動を支える幹線道路ネットワークの構築

機能的な幹線道路ネットワークや、地域資源を生かした道路ネットワークの構築を図り、市内外における交流を促進し、都市活動の活性化を図ります。

3) 安心・安全に外出できる交通環境の整備

道路や公共交通施設のバリアフリー化を推進するとともに、歩行者や自転車利用者に優しい移動環境を整えます。

(2) 交通関連施設の整備の方針

1) 公共交通の整備の方針

■ 機能的な公共交通ネットワークの構築

都市から地域まで、円滑に移動できる機能的な公共交通ネットワークの構築のため、都市拠点間においては、既存の鉄道及び道路網を活用したダブルトラック機能による重点的な公共交通連携の強化を図り、都市拠点同士の一歩性を高めます。

また、都市拠点と地域拠点間、地域拠点と地域拠点間においては、既存の鉄道やバス路線の活用により利便性の向上を図るとともに、さらなる周辺地域においては、コミュニティ交通*の活用により、公共交通体系が充実したネットワークの形成を図ります。

■ 交通結節点機能の強化と利用しやすい施設整備

主に、既存の鉄道駅において、他の交通機関や自動車、自転車等との乗り換えやすさやバリアフリー化の向上を促進し、また、地域交流の拠点としての二次的価値を高めるなどの活用を検討し、人々が利用しやすく、交流が促進される施設としての機能形成を図ります。

特に、JR新山口駅周辺においては、本市及び山口県の玄関口として、さらなる利便性や景観性の向上などを目指し、駅を含めた交通結節点の機能を高める基盤整備を推進していきます。

■ 利用しやすい施設整備

各拠点や鉄道駅周辺などにおいては、自動車等の利用による利便性の向上や、公共交通機関との乗り換え促進のため、駐車場や駐輪場の整備を促進します。

特に、自転車等の放置規制区域に指定されているJR山口駅、湯田温泉駅、矢原駅、新山口駅周辺については、規制と両輪となる駐輪場の拡大・増設などの整備を推進します。

2) 道路整備の方針

■ 機能に応じた道路網の配置

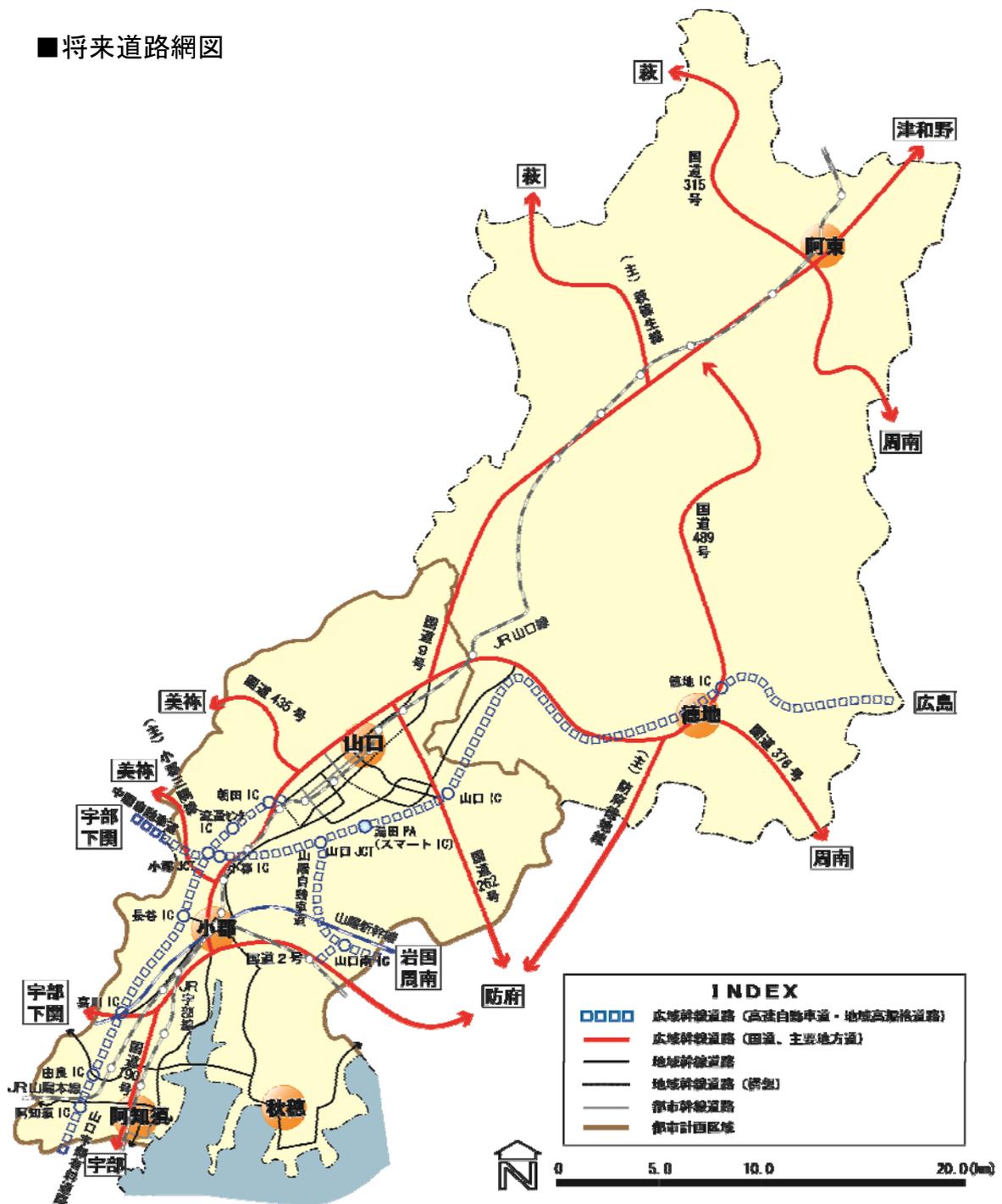
それぞれの役割に応じた道路網の整備を促進することにより、広域な市域における交流や、円滑な交通流動の確保を図ります。

特に、高速自動車道、地域高規格道路*、国道、及び一部の主要地方道を「広域幹線道路」として位置づけ、市内外における高速移動や広域連携を担う道路として機能の向上を図ります。

また、主要地方道及び一般県道などを「地域幹線道路」として位置づけ、「広域幹線道路」を補完し、市内の地域拠点間との連携機能の向上を図ります。

また、都市核を中心とした市街地において、街区の骨格を成す道路を「都市幹線道路」として位置づけ、整備促進を図ります。

■ 将来道路網図



■ 歩行者・自転車等が利用しやすい空間整備

幹線道路や主要な生活道路などを中心に、歩道未整備区間の歩道設置、歩道幅員不足箇所の拡幅、バリアフリー化など、歩行者が安全に通行できる空間整備を推進します。

特に、都市内の幹線道路については、既存の道路空間の再構築等を図るなどにより、歩行者と自転車の通行区分や、歩行者・自転車道の整備など、歩行者と自転車がともに安全に通行できる環境づくりを進めます。

■ 広域交流連携と都市機能集約を促進する外郭環状道路の整備

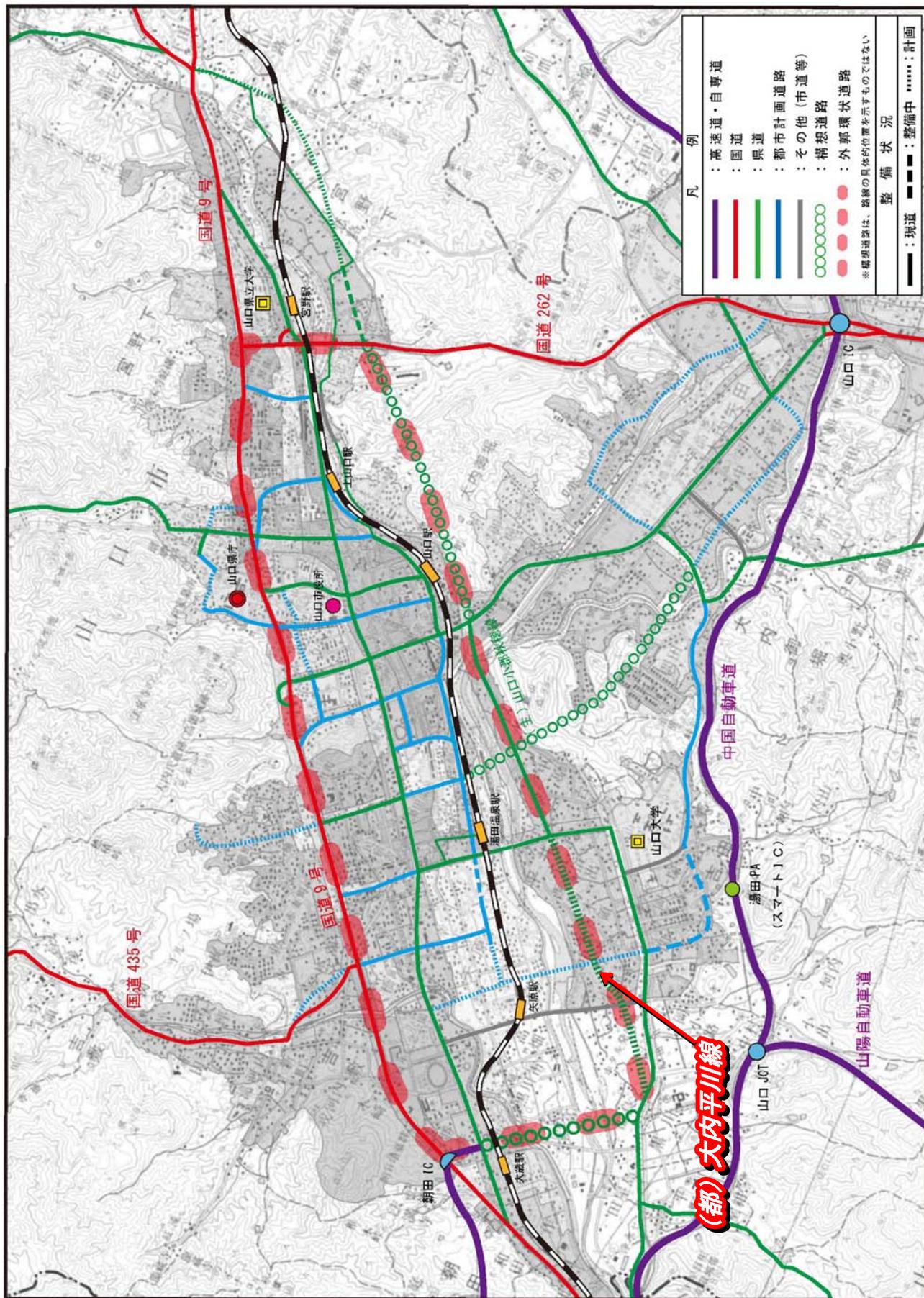
広域化した市域を連携する広域幹線道路網のより一層の充実や、広域交通拠点と連携した幹線道路の整備を図ることにより、市域全体での活力維持・向上を図ります。

また、都市核を中心とした市街地の骨格や外郭を形成し、環状機能を有する道路の整備促進を図ることにより、都市拠点内の機能の集約化を図り、都市活動の円滑化を図ります。

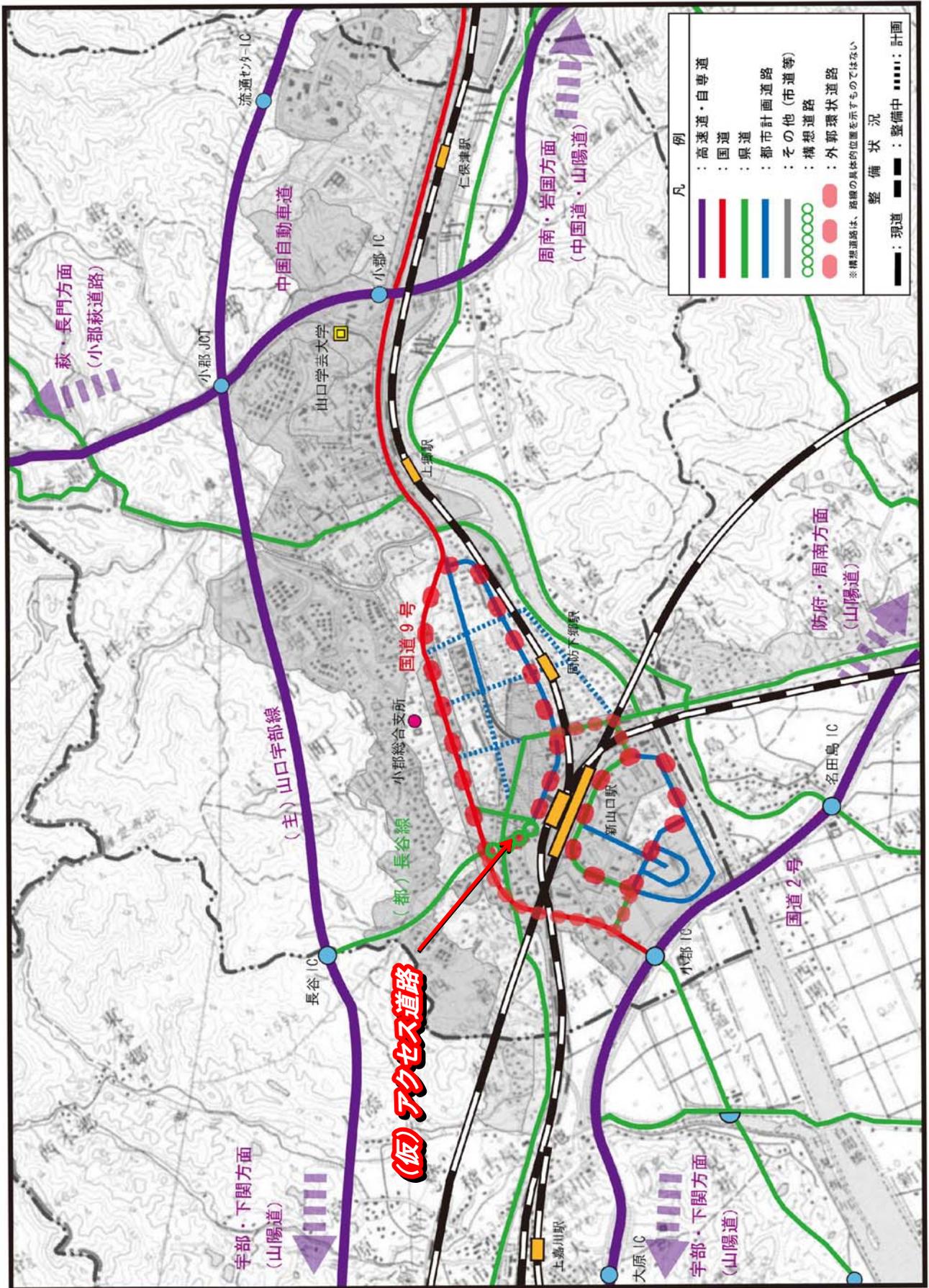
山口都市核を中心とした市街地においては、国道9号や262号などの広域幹線道路及び構想道路とともに、「(都)大内平川線」を『山口都市核外郭環状道路』として位置づけることとします。特に、広域幹線や山口宇部線との連絡により、広域連携機能の強化が期待されると同時に、環状機能により通過交通の市街地流入防止や、市街地関連交通の分散に寄与し、集約型都市構造の骨格形成を担う路線として、現在未整備である「(都)大内平川線」の整備の促進を図ります。

また、小郡都市核を中心とした市街地においては、JR新山口駅南北で、既存の都市計画道路及び構想道路「(仮称)アクセス道路」を『小郡都市核外郭環状道路』として位置づけることとし、これらを連絡することで、円滑な市街地関連交通の処理と拠点内の機能集約化を図り、集約型都市構造の骨格形成を図ります。その中でも特に、市内外にとどまらず、県内外の交流連携を促進する強みを持つ広域交通拠点「JR新山口駅」と、本地域に特に重層する「広域高速交通網」とを直接連絡することで、これら個性をさらに生かし、広域県央中核都市にふさわしく、一体性の高い広域交通体系の構築が図られることから、新山口駅表口と山口宇部線長谷インターチェンジを直結する道路として構想される「(仮称)アクセス道路」の整備の促進を図ります。

山口都市核外郭環状道路網計画



小郡都市核外郭環状道路網計画

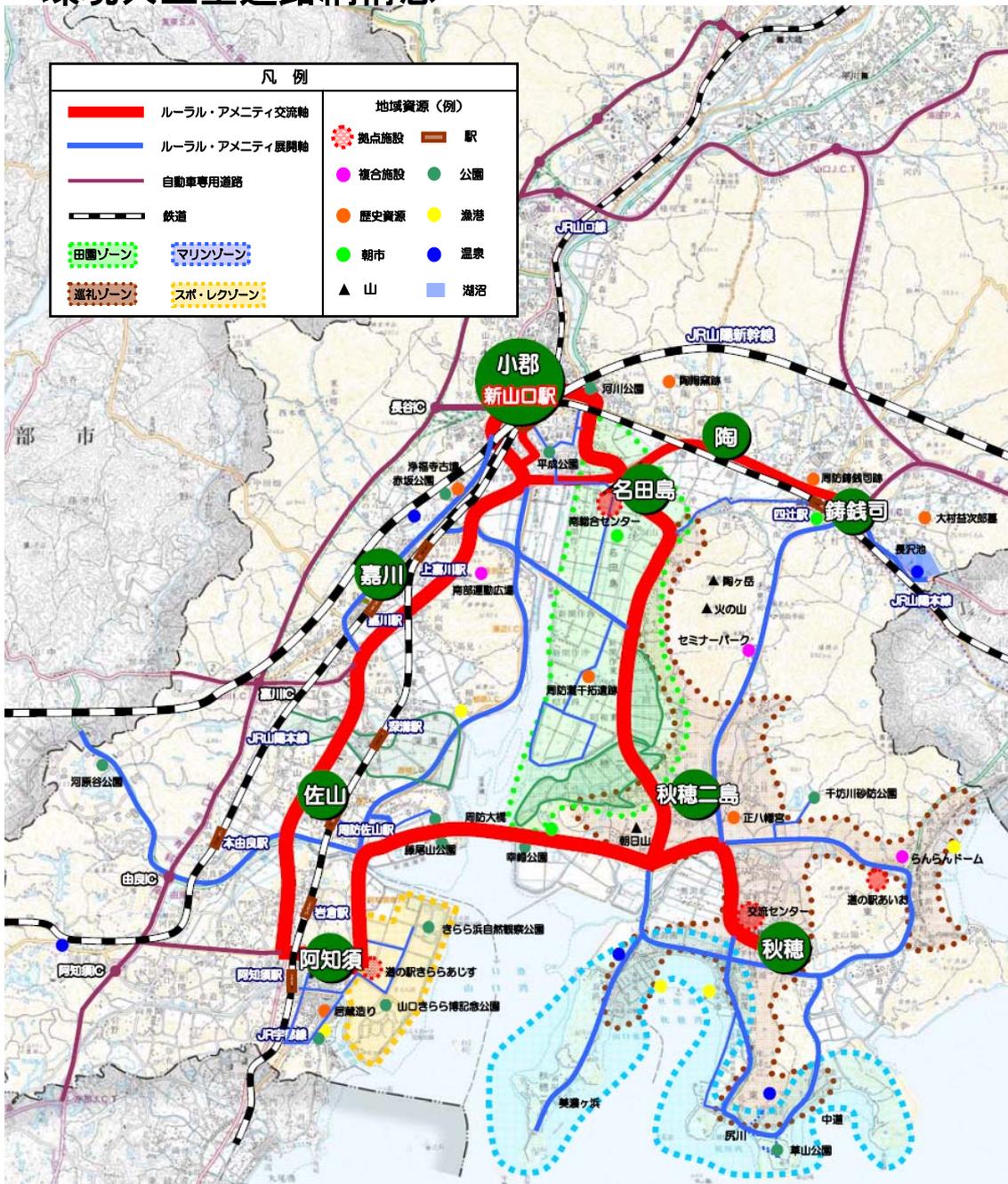


■ 南部の地域資源を活用し、多様な交流を促進する環境共生型道路網の形成

本市では、南部ルーラル・アメニティとして、小郡都市核の有する広域的な求心力、拠点性といった優位性をさらに高めるとともに、南部地域が有する多様な地域資源と既存施設を最大限に活用し、質の高い癒し空間の創造により、域内外の交流人口の拡大と地域経済の活性化に向けた取り組みを進めています。

この取り組みにおいては、地域資源を活用し、多様な交流を促進する新しい展開軸「ルーラル・アメニティロード」の形成として、JR新山口駅を起点に、南部地域に広がる豊かな生産基盤や水辺環境がもたらす景観、農水産物などの特色ある多様な地域資源を有機的に連携するとともに、既存道路を中心に、多様な交通手段を活用し、心地よさや快適さといったアメニティ機能を加え、また、環境に配慮した回遊型の「環境共生型道路網」の形成を進めます。

環境共生型道路網構想



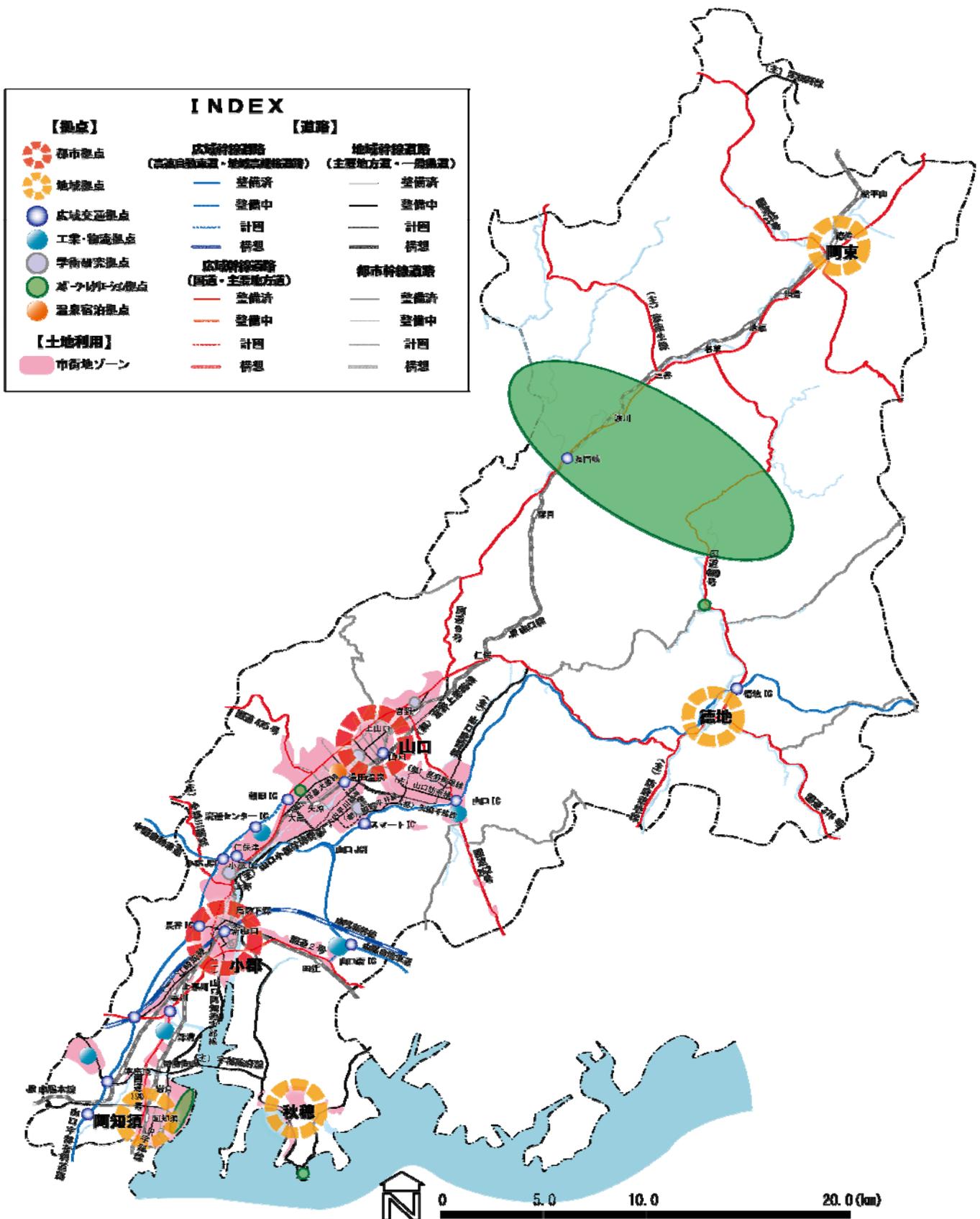
■ 都市計画道路の適切な見直し

都市計画道路は、交通機能や市街地の骨格形成機能等の多様な機能を有し、市街地の円滑な都市活動を支える根幹的施設として、都市の将来像を踏まえて都市計画決定され、これまで整備を進めてきました。

しかしながら、未整備の都市計画道路の多くは、都市計画決定から、長い年月が経過しており、その間に都市構造や交通動態など、都市計画道路を取り巻く社会状況は様々な面で変化してきており、その必要性や位置づけに変化が生じていることも考えられます。

このことから、本市の将来都市像を踏まえた上で、その必要性について検証することとします。

■交通施設の整備方針図



4. 4. 自然的環境の保全・活用・整備の方針

(1) 基本方針

本市は、市北部の長門峡県立自然公園に代表される奥深い山林や峡谷、市中部、南部の市街地周辺に見られる山地、丘陵や河川、海岸など、山から海に至る豊かな自然環境資源に恵まれています。

また、盆地や海岸沿いの平野部において穏やかに発達した市街地内には、公園や道路、河川沿いなどの都市の緑地環境の整備も進んでおり、市街地を取り巻く周囲の山林や農地などとともに、本市の景観を特色づけています。

こうした自然的環境は、水源を保全する機能や土砂災害・洪水防止などの機能のほか、野生動植物の生息・生育環境を確保する役割を担うとともに、美しい景観の形成や、人々の多様なレクリエーションや自然体験の場の提供、また、都市部においては、災害時における防災性を向上させ、良好な都市環境の維持を図るなど、多様な機能を有しています。

さらに、地球温暖化の進行などにより環境への負荷の低減が求められる中、二酸化炭素の吸収源や、バイオマス*資源として、地域循環型社会の構築に大変重要な役割を担っています。

こうしたことから、これら自然環境が果たす諸機能を保全するとともに、これらを自然と触れ合える空間、人々が交流する拠点として、都市の魅力創造、地域活力の創造に生かし、未来への資産として継承していくことに努めます。

1) 多様で豊かな自然環境の保全と活用

中国山地から瀬戸内海に至る広大な山、河川、海岸など、多様で豊かな自然環境や、まともある田園環境、個性的な景観や地域経済を創出する農業生産環境などを保全するとともに市民や来街者による自然体験などを含む観光やレクリエーション資源として、利活用を図ります。

2) 都市公園の整備と維持

求心力のあるイベント等の開催や、地域の交流拠点となる大規模な公園や、身近な街区公園など、各種の公園が持つ役割や機能を踏まえながら、配置や施設整備と維持を図ります。

3) 市街地内の緑化の推進

ヒートアイランド現象*の抑制や二酸化炭素の吸収に寄与し、都市にうるおいをもたらすよう、公共施設や民間施設の敷地内緑化などを促進します。

(2) 自然的環境の保全・活用の方針

1) 山地・丘陵地の保全・活用

- 市街地を取り囲む山地・丘陵地については、良好な都市環境に寄与する貴重な緑の環境であることから、風致地区*の指定等により積極的な保全を図ります。
- 仁保や徳地、阿東地域など、市北部に広がる豊かな山地については、水源涵養や都市の良好な環境維持に資する貴重な自然環境であることから、その保全を図るとともに、レクリエーションや森林セラピーなどの空間として活用を図ります。

2) 河川空間の保全・活用

- 榎野川や佐波川、阿武川、及びそれらの支川については、水質及び河川敷の緑の保全や再生を図るとともに、親水性の高いレクリエーション空間としての活用を図ります。
- 河川整備にあたっては、河川が本来有する多様な生物の生息環境をできる限り損なうことのないよう留意します。

3) 海辺空間の保全・活用

- 秋穂地域から阿知須地域にかけての海岸沿いについては、自然海岸や海を臨む丘陵地などを保全するとともに、瀬戸内海の眺望等を生かした海洋レクリエーションの空間として活用を図ります。
- 榎野川河口部の干潟や、きらら浜自然観察公園周辺については、渡り鳥など多様な生物が生息しており、これらの貴重な自然環境の保全を図ります。

4) 農地の保全・整備

- 榎野川の下流部周辺や小鯖、仁保、徳地、阿東地域などの地区に形成されるまとまりのある優良な農地については、良好な都市環境の維持に資する緑地でもあることから、農業施策との連携を図りながら保全・整備を図ります。

5) 水と緑のネットワークの形成

- 公園や主要な幹線道路の街路樹、河川など、都市内にある様々な緑が連坦することによる緑の相乗効果や、生物の生息環境の維持・創出を図るため、公園・緑地の有機的な配置や、幹線道路の街路樹等による水と緑のネットワークの形成を推進します。
- 幹線道路や公園、河川などについては、都市防災の観点から、市街地における避難路・避難場所の確保や、延焼防止帯として大規模な火災による被害をできるだけ軽減できるよう、ネットワークの形成を推進します。

(3) 公園・緑化の推進方針

1) 拠点となる公園・緑地の整備

- 市民や来街者など多くの人が利用し、交流の拠点となる大規模な公園・緑地については、施設の更新など利用しやすい環境づくりと活用促進を図ります。
- 都市計画決定後長期未着手の公園については、必要性や実現性を十分検討したうえで、整備の推進、又は適切な見直しを検討します。
- 誰もが安全で快適に利用できるように、公園のバリアフリー化を推進するとともに、災害時には、避難場所などとしても対応できるように、防災機能の強化を推進します。

2) 身近な公園等の整備と活用

- 住民に身近な街区公園や近隣公園*などといった住区基幹公園*の整備を推進するとともに、地域間の配置バランスを考慮した計画的な公園整備を図ります。
- 既存の公園については、住民との協働による維持管理や施設の再整備、活用手法について検討します。

(4) 市街地内等の緑化の推進方針

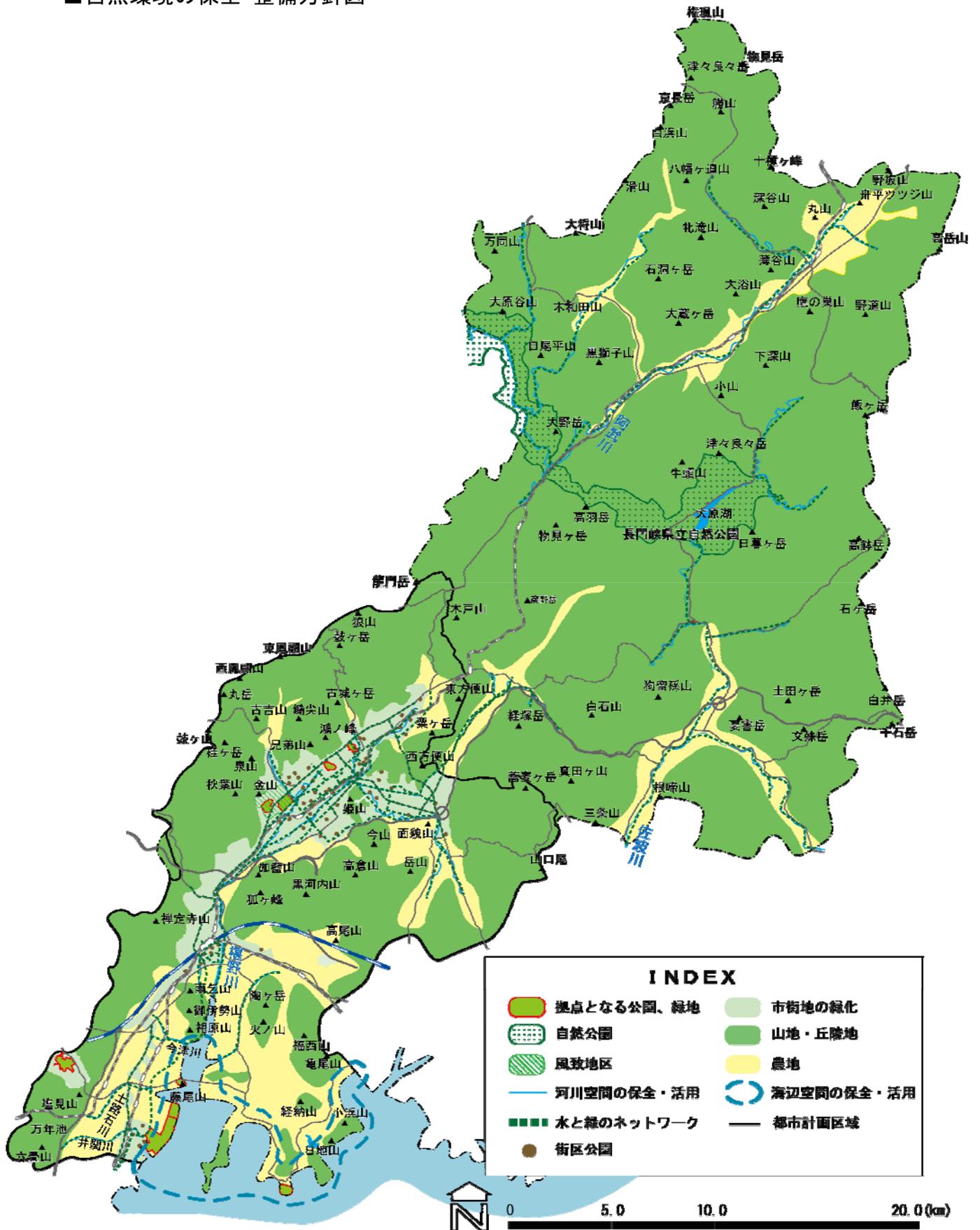
1) 歴史的・文化的資源と一体となった緑の保全・創出

- 歴史的なまちなみや文化財、寺社等の緑地を保全し、復元整備と併せて緑地の創出を図るなど、市街地の緑化と環境整備のため、歴史的・文化的資源を生かした風格ある市街地の形成を推進します。

2) 公共用地・民有地の緑化促進

- 公共施設の敷地の緑化を積極的に進めるとともに、住宅団地や工業団地など、民有地の緑化を促進します。
- 風致地区等の制度活用により、市街地内やその周辺部の自然環境の保全と都市の風致の維持・向上を図ります。

■自然環境の保全・整備方針図



4. 5. 景観形成の方針

(1) 基本方針

本市には、その地形や歴史的背景に基づき、豊かな自然環境や、多様な文化資源を身近に感じられる市街地が形成されています。また、広がりある市域の中で、各地域の気候・風土に基づく生活様式に根ざした地域固有の個性ある景観を見ることができます。

こうした自然環境や景観要素は、その長い年月により培われた歴史的・文化的価値に加え、人々が暮らしの一部として無意識に享受しているアイデンティティ*形成要因としての価値があり、また、来街者にとっては山口市を印象づける重要な要素であるといえ、これらの資源の保全、活用や、より魅力的でにぎわいある空間を創出していくことで、山口らしさを継承し、市民にとって暮らしやすく、また、来街者にとって魅力ある都市を形成していくことが可能となります。

こうしたことから、自然環境や歴史文化資源などが持つ多様な価値について、地域住民などとの協働のもとに、地域の特性に基づいた景観資源を保全・活用し、多様な取り組みを展開していくこととします。

1) 恵まれた自然・風土を守り生かした景観づくり

市街地を取り囲む山なみ、北部の雄大な森、樫野川や佐波川、阿武川のうるおい、美しい瀬戸内海の海岸線など、恵まれた自然・風土を守り生かした景観づくりを進めます。

2) 山口固有の歴史・文化を継承していく景観づくり

大内氏から毛利氏ゆかりのまちなみ、萩往還や石州街道、山陽街道の面影、秋穂八十八ヶ所霊場、阿知須の港町、近代建築物など、山口固有の歴史や文化を大切にし、未来へ継承していく景観づくりを進めます。

3) 人々の生活の営みや生業と一体となった景観づくり

農林漁業などの生産活動の舞台である農地や山林、港や、人々が暮らす集落地や住宅地、伝統的な祭礼や季節の行事など一体となり、日常的に親しまれる景観づくりを進めます。

4) 都市の価値を高めるにぎわいの景観づくり

JR新山口駅周辺など、本市の広域交流拠点として重要な役割を担う施設等において、本市の顔となるような景観づくりを推進します。

(2) 景観形成の方針

1) 地域資源を生かした景観の保全・形成の方針

■ 歴史的資源を生かした景観形成

- 大内文化や明治維新ゆかりの建造物など、市内随所に残る歴史的な遺産を、保存・修復し、景観資源として活用するとともに、これらの資源が生かされるよう、周辺地区を含めたまちなみのルールづくりを地域住民との協働により推進します。
- 都市部のうるおいある景観として、一の坂川周辺の豊かな自然環境と美しいまちなみを保全・継承するため、景観法に基づく景観計画*等の活用を検討し、住民の意向や地区の実情を反映したきめ細やかなルールづくりを推進します。
- シンボリックな建造物については、所有者の意向を踏まえつつ、景観重要建造物*の指定等により適切な保全を図ります。

■ ふるさとの風景の継承

- 広大な開作地や中山間地域などに広がる棚田や果樹園等の田園風景を後世に伝えていくため、各種制度の活用により、営農環境の維持・保全を図ります。
- 山間部などに形成されている赤瓦屋根の集落地、瀬戸内海に望む漁港と漁業集落、人々の暮らしとともにある寺社など、ふるさと山口の景観を継承していく取り組みを展開していきます。
- 中国山地の深いみどり、市街地を囲む山なみ、市街地をうるおす河川の水辺、美しい瀬戸内の海岸線など、多様で恵まれた自然景観の保全を図ります。
- 景観法などの各種制度を活用することで、地域の景観特性を生かしつつ、地域の環境や実情を踏まえ、建築物などに対して適切なコントロールを実施し、山口らしい景観形成を推進します。

■ 住む人がまちに愛着と安心を持てる景観づくり

- それぞれの地域で暮らす人がまちに愛着と誇りを持ち、また、安心して暮らし続けていくことができるよう、地域地区の活用などにより、地域ごとにふさわしい規模の建築物などの立地誘導等を図ります。
- 地区計画などを積極的に活用し、地域の合意形成のもと、まとまりのある良好な市街地景観の形成を図ります。

2) 公共空間における良好な景観形成の方針

■ シンボリック景観の形成

- まちの玄関口である主要鉄道駅周辺や、人々が集まる拠点地区等については、来街者や住民にそのまちを印象づける重要な空間であることから、それぞれの地区にふさわしい魅力ある景観形成を図ります。
- JR新山口駅周辺においては、広域交流拠点としてふさわしい、にぎわい、求心力のある都市の顔づくりを継続します。
- 湯田の温泉街や商店街など多くの人が集う地区においては、山口らしい文化的なにぎわいを感じられる景観づくりを誘導します。

■ 景観を意識した公共施設の整備

- 公共施設の整備にあたっては、施設の性質と周辺の景観に及ぼす影響を考慮し、地域の良好な景観形成につながるよう事業を進めます。
- 都市景観の向上や都市防災、円滑な交通環境の形成の観点から、主要な道路における電線類の地中化や街路樹等の整備などを行うことで、良好な街路景観の形成を推進します。

4. 6. その他の都市施設の整備方針

(1) 基本方針

市民が安全で快適な都市活動・生活を行っていくためには、道路や公園・緑地などに加え、河川や供給処理施設*などの都市施設が適切に整備され、機能していくことが必要です。

一方、都市が未来に向けて持続していくためには、いたずらに利便性や経済効率のみを求めるのではなく、循環型社会の構築に向けたシステムづくりが不可欠です。

本市を取り巻く状況を勘案しながら、以下の方針に基づいた都市施設の整備を推進し、生活の質の向上による暮らしやすい都市を目指します。

1) 安全で快適な都市活動・生活を支える施設の整備

住民が安全で快適な都市活動・生活を行うため、公共下水道等の効率的な施設整備を推進します。

2) 河川の治水機能確保と両立した親水機能の向上

河川については、水害の発生を防止する治水機能の確保を前提としながら、都市にうるおいをもたらす空間としての整備を促進します。

3) 循環型社会の実現に資するシステムづくり

限りある資源を有効に活用し、かつ環境に対する負荷を低減していくため、適正な供給処理施設の整備と併せて、循環システムの構築を図ります。

(2) 下水道の整備方針

1) 公共下水道等の整備

- 衛生的な生活環境の実現を図るとともに、自然環境への負荷を軽減しつつ循環型社会の形成を進めるため、用途地域内を優先して公共下水道の整備を推進します。また、今後見込まれる人口減少などの動向を勘案し、処理区の再編や他事業との連携など、地域の実情を踏まえた効率的な処理手法を検討します。
- 市街地の雨水については円滑な排除を行うとともに、雨水の浸透及び貯留による流出抑制と組み合わせ、浸水被害の軽減に努めます。

(3) 河川の整備方針

1) 河川の治水機能の向上

- 本市を流れる佐波川水系、榎野川水系、阿武川水系の河川について、整備計画水準を満たしていない区間の整備を促進します。
- 河川整備にあたっては、魚道の改築などの自然環境への配慮とともに、周辺景観へも十分に配慮するよう、関係機関との積極的な協議・調整を図ります。

2) 自然豊かで都市にうるおいを与える川づくり

- 河川が本来有する多様な動植物の生息空間としての環境の保全・整備により、都市にうるおいを与え、流域の人々に親まれる川づくりを促進します。

(4) その他公共施設の整備方針

1) リサイクル施設の充実と活用

- 循環型社会の形成に向けて、不燃物中間処理センターの整備と活用、リサイクルプラザ、各地域の資源ステーション等の既存施設の機能充実を図るとともに、様々なアイデアにもとづく施設の有効活用を進めます。

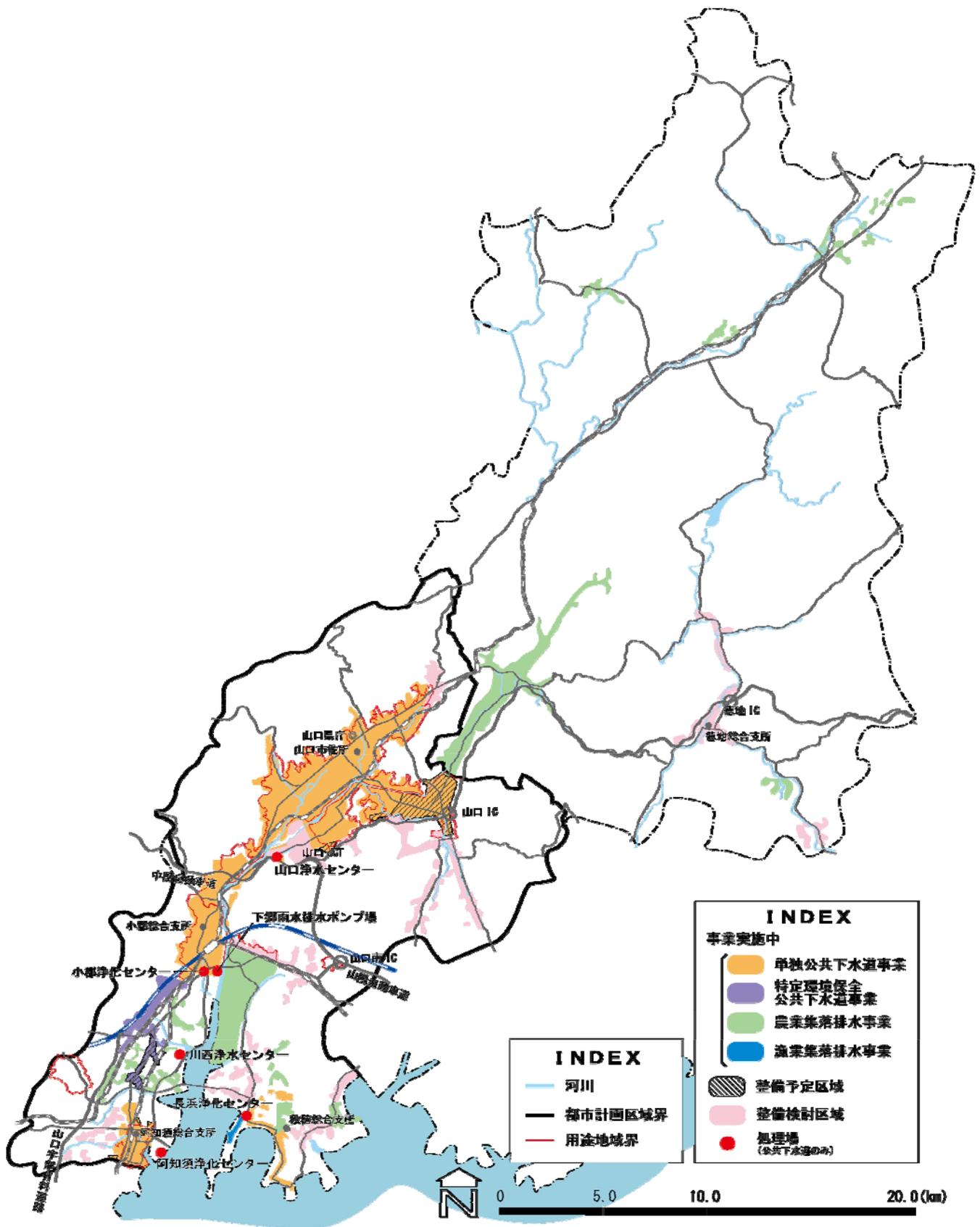
2) 最終処分場の整備

- 再利用、再使用が不可能な廃棄物の処分を可能とするため、「山口市一般廃棄物最終処分場施設整備方針」に基づき、一般廃棄物最終処分場の整備を推進します。

3) 上水道の整備

- 良質な水道水を、将来にわたって安定供給していくため、老朽化した施設の更新や耐震化などを推進します。

■その他の都市施設の整備方針図



4. 7. 都市防災の方針

(1) 基本方針

近年、台風の大型化や局地的な集中豪雨などの異常気象の多発に伴い、洪水や土砂災害等が発生しやすい状況にあります。また、地震や火災などは、その発生地点や発生時期の予測が難しく、ひとたび大規模な災害として発生すれば、様々な都市機能に影響を及ぼすことが想定されます。

安心で安全な市民生活を守るためにも、防災・減災という観点から、災害を未然に防ぐ取り組みと、災害が発生した際の迅速な対応について、地域住民などとの協働体制を含め、ハード・ソフトの両面から防災体制を確立していく必要があります。

こうした災害に備えた都市づくりの観点から、自然環境の保全や地域防災体制の充実・強化を図るとともに、公園や幹線道路が持つ災害時の役割や機能の強化、治水対策としての河川改修の推進と適切な維持管理を行い、また、建築物の不燃化、耐震化などを推進し、災害に強い都市づくりを進めます。

1) 災害の発生を軽減する都市環境の形成

豪雨や地震等の自然災害に対し、洪水や土砂災害の発生を起こりにくくするよう、山林や農地等の自然環境の保全を図るとともに、都市基盤施設の機能強化や市街地の計画的整備を推進します。

2) 災害発生時の被害を減らす都市環境づくりの推進

災害が発生した場合において、人的・物的被害の拡大を防止し、迅速な対応を図るための都市施設や防災環境の整備を推進します。

3) 地域力を生かした防災体制の確立・強化

地域住民のコミュニティは、災害時にも極めて重要なものであり、これを強化し、効率的に活動できる体制づくりを支援します。

(2) 都市防災の方針

1) 自然災害の発生抑止

- 河川の氾濫や内水*などの水害の発生を抑止するため、白地地域や都市計画区域外での無秩序な宅地開発を抑制し、山地や農地の保全による保水機能の維持、河川の治水機能強化、浸水対策の強化などを推進します。
- 土砂災害の発生を抑止するため、山地や丘陵地の保全による保水機能の維持、土砂流出や土砂崩壊のおそれがある地区における宅地開発の抑制を図ります。
- 高潮災害の発生を抑止するため、護岸の防護機能の強化などの対策を促進します。

2) 災害に強い市街地等の形成

- 地震や火災の発生に対し、建築物の倒壊や延焼を防止するため、建築物等の耐震化や不燃化を促進するとともに、緑地やオープンスペース*の確保に努めます。
- 災害時の避難路、緊急物資輸送経路として、幹線道路の整備を促進します。特に、地域間を連携する道路で、積雪や豪雨等により通行止めとなる区間については、迂回路の整備などを検討します。
- 共同溝*の整備など、ライフライン施設の耐震性向上による機能確保を目指すとともに、ライフラインが被害を受けた場合の早期復旧を可能とする情報システムの構築と活用を図ります。
- 身近な避難場所や、長期化した避難に対応できる公共施設の整備を推進するとともに、避難・救助路を確保するため、細街路の拡幅や袋小路の道路の解消に努めます。
- 防災情報を活用した都市構造や市街地のあり方を検討します。

3) 防災体制の確立と強化

- テレビ・ラジオ、防災メールなどを活用し、正確かつ迅速な災害情報の伝達を図ります。
- 住民による地域の防災活動を強化するため、自主防災組織の結成促進と活動支援を行います。
- 洪水や高潮、台風、地震などの自然災害に備え、防災マップなどの整備と周知・活用を図ります。
- 行政、住民、企業など、多様な主体の役割分担による防災への取り組みを推進します。